

令和3年第9回稲城市教育委員会定例会

- 1 令和3年9月14日、午前9時30分から、消防署講堂において、令和3年第9回稲城市教育委員会定例会を開催する。

- 1 教育長及び出席委員は、次のとおりである。

加藤 明（教育長）

今泉 浩史

杉本 真紀子

吉田 伸幸

三戸 美代子

- 1 出席説明員は、次のとおりである。

教育部長 石田 昭男

教育指導担当部長 大川 優

教育総務課長 佐藤 知子

学務課長 町田 義信

指導課長 高橋 達也

生涯学習課長 奥谷 庸子

学校給食課長 久野 由人

図書館課長 佐藤 由美子

- 1 職務のため出席する職員は、次のとおりである。

教育総務課教育総務係長 涌田 恵一郎

教育総務課教育総務係 中島 由美

- 1 会議に付された事項は、次のとおりである。

(1) 日程第1 会議録署名委員の指名

(2) 日程第2 会期の決定

(3) 日程第3 教育行政報告

(4) 日程第4 第25号議案

「令和3年度稲城市教育委員会職員の人事について」

(5) 日程第5 第26号議案

「令和3年度教育費補正予算（第2号）について」

(6) 日程第6 報告事項

教 育 長 　ただ今から、令和3年第9回稲城市教育委員会定例会を開催いたします。

　それでは、日程第1　本日の「会議録署名委員」についてお諮りいたします。

　前例に従いまして教育長指名といたしたいと思います。ご異議ございませんでしょうか。

（ 異議なしの声あり ）

教 育 長 　ご異議なしと認めます。よって、本日の会議録署名委員は今泉委員にお願いいたします。

　次に、日程第2　「会期の決定」についてお諮りいたします。本定例会の会期は、本日1日とすることにご異議ございませんでしょうか。

（ 異議なしの声あり ）

教 育 長 　ご異議なしと認めます。よって、会期は、本日1日と決しました。次に、日程第3「教育行政報告」です。教育行政報告につきましては、各課長より報告いたします。

〔 教育行政報告 〕

教育総務課長

- 1 教育委員会後援名義について
- 2 東京都市教育長会庶務課長会定例会について
- 3 学校開放事業について（7月分、8月分）

学務課長

- 1 不登校による欠席児童・生徒数について（8月分）
- 2 学校給食費未納に対する臨戸徴収の実施について
- 3 令和3年度 第2回 東京都市学事・保健・給食担当課長会について
- 4 毒劇物管理状況点検の実施について
- 5 令和3年度児童・生徒数・学級数について（令和3年8月1日及び9月1日現在）

指導課長

- 1 担当者事業について
- 2 推進事業について
- 3 研修事業について
- 4 教育センター関係について

生涯学習課長

- 1 社会教育活動の振興について
- 2 芸術文化活動の振興について
- 3 成人式関係について

- 4 文化財の保護と普及について
- 5 生涯学習推進事業について
- 6 学校施設コミュニティ開放事業について
- 7 放課後子ども教室参加状況について（7月分）
- 8 公民館主催事業の実施状況について
- 9 iプラザの主な主催事業の実施状況について（7月分）
- 10 生涯学習課利用統計について（公民館及びiプラザ7月分、公民館8月分）

- 学校給食課長
- 1 2学期学校給食開始について
 - 2 令和3年度東京都市学事・保健・給食担当課長会について

- 図書館課長
- 1 市主催事業について
 - 2 中央図書館主催事業(SPC運営)について
 - 3 分館の主催行事について
 - 4 夏期開館時間拡大について
 - 5 城山体験学習館の主な事業について
 - 6 地域との連携について
 - 7 学校との連携について
 - 8 図書館の利用状況について（7月、8月分）

- 教 育 長
- 教育行政報告が終わりました。
- 次に、日程第4 第25号議案「令和3年度稲城市教育委員会職員の人事について」及び日程第5 第26号議案「令和3年度教育費補正予算（第2号）について」を議題といたします。
- 本案につきましては、人事案件及び予算案件であることから、秘密会といたしたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

（ 異議なしの声あり ）

- 教 育 長
- ご異議なしと認めます。よって、第25号議案及び第26号議案は秘密会といたします。本秘密会においては、関係者以外の退席を求めます。暫時休憩いたします。

（ 暫時休憩 ）

※関係者以外の職員と傍聴者は退室する。

（これより第25号議案及び第26号議案は秘密会）

（秘密会会議録は別紙）

(これにて第 25 号議案及び第 26 号議案の秘密会は終了)

(暫時休憩)

※退室した職員と傍聴者が入室する。

教 育 長 再開いたします。

これより、第 25 号議案「令和 3 年度稲城市教育委員会職員の人事について」を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

教 育 長 挙手全員であります。よって、第 25 号議案は原案のとおり可決いたしました。

次に、第 26 号議案「令和 3 年度教育費補正予算（第 2 号）について」を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

教 育 長 挙手全員であります。よって、第 26 号議案は原案のとおり可決いたしました。

ここで、換気のため 10 時 40 分まで休憩といたします。

(休憩)

教 育 長 再開いたします。

次に、日程第 5、「報告事項」です。本日の報告は 4 件です。

まず、報告事項 1「令和 2 年度教育費決算の概要」について、各課長より順次詳細説明をお願いいたします。

初めに、教育総務課長の詳細説明をお願いいたします。

教育総務課長。

教育総務課長 それでは、教育総務課の令和 2 年度の決算につきまして、報告をさせていただきます。

教育総務課の決算の特徴といたしましては、学校における新型コロナウイルス感染拡大防止のため、国と都の補助金を活用して、備品や消耗品の購入、施設整備を行ったこととございます。これにつきましては、計 5 回

の補正予算を組み実施したことから、歳入・歳出ともに当初予算よりも増額となっております。また、反対に新型コロナの影響により、事業を実施しなかったなどの理由により未執行となっている科目もございます。

それでは、歳入から順番にご説明いたします。

1 ページをご覧ください。

予算科目の款16国庫支出金の節01小学校費補助金、細節06学校保健特別対策事業費補助金をご覧ください。

こちらは新型コロナの影響により、一斉臨時休校となった学校に対し学校再開のための経費に対する国の補助金でございます。稲城市では、この補助金を活用しましてサーマルカメラを各校2台ずつ配備するための備品購入費、児童・生徒用トイレをはじめとする手洗い場の水道蛇口自動水洗化するための消耗品費、各学校で使用するマスク、消毒液などの衛生消耗品等の購入経費に対する補助として、補正予算2,117万7,000円を計上し、決算額2,040万1,000円となりました。

その下の中学校費補助金と同じ補助金で、細節06学校保健特別対策事業費補助金につきましても同様の内容で、予算額997万2,000円を計上し、決算額890万3,000円となっております。

次に、款17都支出金の節01小学校費補助金の細節07区市町村立学校新型コロナウイルス感染症対策支援事業補助金につきましては、今ご説明した国の補助対象経費に対する都の補助金になります。予算額994万5,000円に対し、決算額が1,711万円で、決算額が予算額よりも増額になっている理由でございますが、都の補助要綱の後で変更になりまして、補助の対象や補助額が多くなったことが主な理由でございます。

次ページをご覧ください。

中学校費補助金と同じ補助金で、細節06区市町村立学校新型コロナウイルス感染症対策支援事業補助金についても、同様の理由によりまして、予算額520万4,000円に対し、決算額871万7,000円となっております。

次に、歳出決算についてご説明いたします。

3 ページをご覧ください。

上のところの項目で、執行済額累計というところがあるかと思いますが、この執行済の累計が決算額となります。幾つかそこにゼロとなっている科目があるかと思いますが、例えば、事業名01教育委員会運営費の特別旅費ですとか、食糧費がゼロになっておりますが、こちらにつきましては先ほど申し上げましたように新型コロナの影響によりまして、未執行となっているものなどがございます。

4 ページをご覧ください。

こちらから、先ほどの歳入でご説明しました国と都の補助金について、歳出の内容を中心にご説明させていただきます。

事業名01の小学校管理運営費の節10需用費、細節01消耗品費の細々節14共通施設用というところをご覧ください。

こちらは児童・生徒用トイレなどの水道蛇口を自動水洗化するための消耗品費について、補正予算を計上し、最終予算額は4,729万7,601円となっております。なお、執行済額が2,128万4,241円で、予算残高が2,601万3,360円となっている理由につきましては、こちら年度内の事業完了が難しいことから、予算を令和3年度に繰越ししていることが理由でございます。

同じく事業費の修繕費の共通施設等をご覧ください。

こちらは新型コロナ対策として、学校トイレの洋式化を進めるための補正予算を組んだことから、最終予算額は4,459万7,000円、決算額は1,241万6,313円となっております。こちら令和3年度に事業繰越しをしているため、予算残額が3,218万687円となります。

このトイレの洋式化の経費に対する補助金につきましては、新型コロナウイルス関係の地方創生臨時交付金を充てておりまして、市全体の歳入として入ってくるため、教育総務課の歳入予算には組込まれておりません。10分の10の補助となっております。

また、この補助金を活用した修繕によりまして、トイレの洋式化率は小学校で81%、中学校で83%となりました。

次に、節12の委託料でございます。

5ページをご覧ください。

5ページの委託料の細々節36人感センサー設置委託をご覧ください。

こちらは学校のトイレ、更衣室に人感センサーを設置する委託料として、補正予算で2,224万円を計上いたしました。こちら令和3年度へ繰越ししているため、執行済額はゼロとなっております。

節17の備品購入費をご覧ください。

こちらはサーマルカメラを各校2台ずつ設置するため、補正予算を計上いたしました。予定よりも安く契約ができて、契約差金が出たことから予算の不足した他の科目に198万8,970円を流用しているため、最終予算額は554万1,030円、決算額も同額となっております。

7ページをご覧ください。

ここからが中学校の決算状況になりますが、決算の特徴といたしましては、今、小学校費でご説明した内容とほぼ同様でございますので、説明は省略させていただきます。

9ページをご覧ください。

ここからは学校ごとの決算状況になります。学校配当予算の中でもコロナ関連の補助金を充てている箇所がございます。

9ページの第一小学校でご説明いたしますが、節10需用費の消耗品費をご覧ください。

第一小学校の消耗品費の当初予算額は141万5,000円でしたが、マスク、消毒液等の消耗品を購入するための補正予算を2回組みまして、最終予算額は328万4,000円となっております。当初予算から186万9,000円の増額をしております。

そのうち、2回目の補正予算が令和3年度に繰越ししているため、2回目の補正予算額もほぼ同額160万1,987円が予算残額となっております。

11ページ以降につきましては、第二小学校から第六中学校までの決算状況を添付しておりますが、主立った増減につきましては、ほぼ第一小学校と同様のため説明は省略をさせていただきます。

教育総務課の決算状況の報告は以上でございます。

教 育 長 以上で詳細説明が終わりましたので、これより質疑をお願いいたします。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(なしの声あり)

教 育 長 質疑がないようですので、以上で質疑を終結いたします。次に、学務課の詳細説明をお願いいたします。学務課長。

学務課長 それでは、学務課の令和2年度の決算について、概要を説明させていただきます。

資料のほう、歳入歳出の一覧表でご説明させていただきます。

45ページのほう、ここからが学務課となります。

初めに、50ページのほうをご覧くださいませでしょうか。

こちら歳出の合計のところでございますが、予算現額の計が8億4,414万6,200円となっております。それに対しまして執行済額が7億7,450万3,309円となっております。支出率のほうが91.7%ということで、全体としましては予定どおり執行されているものとなります。ただし、ちょっと中身を見てみますと、その上の第一調理場建替移転事業というのがございますが、こちらのほうの中身が需用費の消耗品費、それから備品購入費の厨房機器、初度備品ということで、新調理場の消耗品、それから厨房機器等を令和3年4月の今回のオープンに向けまして令和2年度にかなりの数、こちらが全体としまして執行額といたしましては6億4,800万円ほど支出する予定があつて、これは予定どおり97.5%支出率となっておりますが、こちらのほうの額がかなり大きくて、この全体の執行率が高くなっております。そのほかの事業といたしまして、やはり新型コロナの関係で、様々な事業につきまして執行率が未執行でありましたりとか、あるいは執行率が悪かったりした事業がございました。

そうしましたら45ページのほうに戻っていただけますでしょうか。

こちらの一覧表を基にしまして、簡単にご説明させていただきたいと思っております。

まず、歳入でございます。

45ページが一番上のほうですね、国庫支出金でございます。こちらの中身としましては、特別支援学級就学奨励費補助金、それから要保護児童生徒援助費の補助金でございます。国からの補助金でございますが、これ小学校、中学校ともでございます。こちらのほうが宿泊訓練費でありますとか校外学習費、こちらのほうがコロナの関係で中止になったものもでございます。

予算比のほうを見ていただきますと、比率が低いものが目立っております。

その下の都支出金につきましては、こちらにつきましては都や国の調査でございますが、予算どおり収入しております。

続きまして、その下の諸収入でございますが、こちらもおおむね予算どおり収入しているところでございます。

46ページをご覧ください。

こちらから歳出になりますが、教育総務費でございます。

教育委員会事務局運営費でございますが、こちらの報償費、学校保健連絡会委員報酬でございますが、こちらが2回開催を予定しておりましたが1回の開催ということで執行率半分となっております。

また、その下の普通旅費につきましても、説明会等のところで予算を組んでおりましたが、コロナの関係でキャンセル等ございまして、執行が低くなってございます。

それから、その下のほうに行ってくださいまして、項02の小学校費でございます。小学校管理運営費の学校長交際費というものがございまして、こちらにつきましても、コロナの影響によりまして、お祭り等イベントごとがなくなった等ございまして執行率が低くなっております。

続きまして、小学校保健安全に関する経費でございます。47ページのほうを見ていただきまして、11役務費というところがございまして、こちらは手数料、プール細菌検査手数料というものがございまして、そちらのほうは未執行となっております。こちらにつきましては、コロナの影響で小学校でプールの授業が行われなかったということでゼロ執行となっております。

それから、その下03の小学校行事等に関する経費、それから小学校要保護・準要保護児童就学援助費、それからその下の特別支援学級費につきまして、こちらのほう各種行事に対する補助金でありますとか、扶助費がございまして、そちらの夏季施設費でありますとか、あるいは校外活動参加費、あるいは宿泊訓練費等ございまして、こちらにつきましてコロナの関係で行事が中止となった影響でございまして、未執行のもの、それから執行率が低いものというものが出てきております。

続きまして、48ページをお願いいたします。こちらからは中学校費となっております。

学校管理費につきましては、小学校と同様に学校長交際費がそれぞれ低くなっております。また、中学校保健安全に関する経費でございますが、

こちらの役務費、先ほどのプール細菌検査手数料でございますが、こちら稲城第四中学校のみプールの検査を行いまして、支出率11.1%ということで、それ以外のところを行わなかったというところでございます。

続きまして、その下のほうに行ってくださいまして、中学校行事等に関する経費、それから中学校要保護・準要保護生徒就学援助費、それから特別支援学級費でございます。こちらの修学旅行、宿泊訓練等の行事につきまして、中止が多くなりまして未執行または支出率の低い事業が多くなっております。

続きまして、49ページの中段でございますが、06保健体育費がございます。こちらの学校給食費の報酬でございますが、学校給食共同調理場運営委員会報酬でございますが、そちらも4回を予定しておりましたが、コロナの関係で3回ということで執行率が半分となっております。

また、一番下のところでございますが、学校給食費共同調理場建設費でございます。50ページのほうにお移りいただきます。これ先ほど申し上げました第一調理場の建て替え移転に関しまして、新調理場の消耗品、それから厨房機器、初度備品を計上し、予定どおり執行したというところでございます。

学務課からは以上でございます。

教 育 長 以上で詳細説明が終わりましたので、これより質疑をお願いいたします。
いかがでしょうか。
よろしいでしょうか。

(なしの声あり)

教 育 長 質疑がないようですので、以上で質疑を終結いたします。
次に、指導課長の詳細説明をお願いいたします。
指導課長。

指導課長 続きまして、指導課より令和2年度の歳入歳出の決算等につきましてご報告いたします。

ページ数ですと51ページをご覧ください。

歳入一覧表でございます。

上から国庫支出金、続いて都支出金という項目がございますが、まず補助金のほうですが、小学校、中学校ともに公立学校情報機器整備費補助金2分の1とございます。こちら、2項目ともタブレット端末等の購入に充てたものでございます。

続きまして、その下、都支出金の補助金、節01の細節08ですが、小学校、東京都公立学校情報機器整備支援事業補助金4分の3、同じく下に中学校の07で同じ項目名がございますが、こちらはG I G Aスクールサポーター、

こちらの補助金ということで歳入がございました。大きなところとしましては、令和2年度この二つ、大きな補助金をいただいております。

続きまして、53ページでございますが、ここから歳出になってまいります。

53ページのほうは、教育総務費、それから教育指導費とございます。ここについては大きな変更等はございません。後ほどまとめてご説明いたしますが、支出率の低いものについては、新型コロナウイルス感染拡大に関わる中止、延期等の内容が影響しているものでございます。

続きまして、54ページ、教育センター運営に関する経費が続いております。

そして下の段のところから、教育研究・研修に関する経費、そして55ページでございます。中段に教育指導行事に関する経費、ここまでのことにつきましては例年どおりの歳出項目になっております。

続きまして、55ページの下段近くに小学校費、学校管理費、小学校行事等に関する経費というものが続きますが、その節18負担金補助及び交付金というところがございますが、こちら昨年度、小学校6年生、野沢温泉村の宿泊体験学習が中止ということになりまして、代替行事を設定することになりました。その関係で、夏季施設事業交付金のところに流用額としまして277万円を流用し、決算が271万5,600円というふうに立てております。これについては、各小学校のよみうりランドへの入園料、そして交通費等を負担したということになっております。

続きまして、56ページでございます。

同じく小学校が続くのですけれども、中段辺りに教育振興費、小学校コンピュータに関する経費というのがございます。

タブレット端末の導入に伴いまして、各小学校のコンピューター室にあるコンピューター関係のリース契約を見直しました。節12委託料、01のシステムメンテナンス委託、こちらのほう大きく執行率が18%と下がっておりますが、こちらは例年システムメンテナンスをコンピューター室のパソコンにかけておりましたが、今後、再リースをしないということで大きく減らした部分でございます。よって決算が33万円ということになりました。

その下、04小学校G I G Aスクールに関する経費。こちらは先ほど歳入のところでご説明しました国からの補助金を充てまして、需用費として消耗品費を、そして役務費として、通信料、L T Eの通信料を、そして委託料として、端末の保守運用委託と端末初期設定等委託に充てております。

そして、03のG I G Aスクールサポーター業務委託は都から補助金も入っております。

続きまして、57ページ、ここでは中学校ですけれども、学校管理費の中学校行事等に関する経費、18節の02修学旅行事業交付金、こちらに流用343万5,800円、こちらは中学校6校のうち4校が昨年度、修学旅行を中止したため、その代替行事として日帰りで行ける施設、そちらへの交通費、入園

料、そして修学旅行に計画していた旅行会社への中止に伴うキャンセル料、こちらのほうを立てております。

決算としましては389万6,096円となっております。

続きまして、同じく57ページの下段近くになりますが、中学校コンピューターに関する経費。12節の委託料、システムメンテナンス委託、こちらは小学校と同様に中学校のコンピューター室、こちらのメンテナンスについても大きく見直したため、決算は1万7,600円、執行率は2.3%ということになっております。

その下、中学校のG I G Aスクールに関する経費は、需用費、役務費、続きまして58ページの委託料については、都の小学校と同様、国からの補助金とG I G Aスクールサポーターは補助金を立てているものになってございます。

そして、先ほどお話をさせていただきましたが、執行率ゼロというのが結構ございます。こちらにつきましては、新型コロナウイルス感染拡大に伴いまして、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置、その対応の中で実施されなかったもの、そういったものにつきましては執行率ゼロということになっております。

また、G I G Aスクールの予算の積算よりも通信料が下がったことにより予算残額が発生しているものですが、こちらは当初7月に全てのタブレット端末を導入開始という計画の下、予算を計上いたしました。ですが、実際には9月から約2,000台、そして12月に残り6,000台近くをスタートしたため、講習運用費等の残が出たことにより、結果、予算残額として残っている状況でございます。

指導課からは以上です。

教 育 長 以上で詳細説明が終わりましたので、これより質疑をお願いいたします。
杉本委員。

杉本委員 G I G Aスクール構想など、年度途中での大きなお金を大変動かしたという、昨年度は本当に改めまして大変重要な年でいらっしゃったなというふうに思っております。

質問ではなく意見としてお伝えしたいと思いますが、今ご説明の中に新型コロナウイルス感染拡大のために中止せざるを得なかった、あるいは縮小せざるを得なかったということが他課のご説明の中にもありまして、それは非常に分かります。ただ、そういう中でも例えば教員の研修関係は工夫すればコロナを理由にしないで何らかの方法で実施できたかもしれないというふうに思っております。

そんなところで、53ページ下から2行目、持続発展教育（E S D）学校支援交付金、執行率76.0%です。

その次の54ページ、上のほうですけれど、稲城市いじめ問題対策等講師

謝礼、執行率0%です。コロナがなければ執行できていたかもしれないかなと思いますけれど、それでも工夫ができたかもしれないと。コロナのために大切な教員研修の場が失われたということだったら、これは非常に子どもたちの教育につながることでありますので、予算を取ってあったものなのにもったいないことだったというふうな思いもいたします。

ただ、昨年度は様々な対応が、初めての想定外のことがあったので仕方がなかったというのはもちろん分かります。今年度は、コロナも本当に長引いているということは、もう本当にこれはやるせない思いですけれども、何とか止まってほしいと思いながらの中ですが、このような状況が続いている中で1人1台端末、GIGAスクール構想が定着してきたところで、コロナがあったからできなかったという、大切な学びの場がないような工夫をお願いしたいと思います。そういったことでお願いいたします。

意見です。

教育長 ほかに、よろしいでしょうか。
質疑がないようですので、以上で質疑を終結いたします。

(なしの声あり)

教育長 次に、生涯学習課の詳細説明をお願いいたします。
生涯学習課長。

生涯学習課長 それでは、令和2年度生涯学習課決算についてご報告を申し上げます。
まず、63ページの歳入をご覧ください。

歳入に施設使用料がございしますが、コロナの影響を受けて、施設の休館、開館時間の短縮、また、市民や団体などが様々な活動を自粛するなどの理由から、右側のほうの予算比を見ていただきますと約70~80%という結果がある中で、一方、公民館の中には逆に会議などが増えたことによる使用料が増え、予算比よりも150%を超えるなどの使用料の増額が見られました。

同じく、63ページの一番下のところにございます調査報告書売払代金、こちらの調査報告書とは文化財関係資料のことでございしますが、予算比、右側を見ていただきまして128%と高く、これは文化財に関してのPRや周知を積極的に行ったこと、また、自粛期間中の過ごし方の変化による影響もあるのではないかと考えております。

続きまして、歳出でございします。

65~74ページにわたる事業の執行でございしますが、芸術文化、放課後子ども教室、文化財・文化センター管理運営事業、公民館事業、そしてiプラザ整備運営事業など幅広い事業の執行状況は、コロナの影響を受けた結果の決算であることをご報告申し上げ、これから幾つか事業を取り上げ、詳細についてご説明申し上げます。

まず、67ページをご覧ください。

上から二つ目、12委託料、放課後子ども教室見守り等委託の欄がござい
ますが、右のほうを見ていただきますと、支出率79.4%、予算残額374万
2,081円となっております。これは、小・中学校の臨時休業期間には参加児
童を1年から3年の低学年と対象児童を絞ったこと、そして密を避けるた
めに見守り員の適正な人員配置について見直した結果、このような執行状
況となりました。また、同様に、人員や回数を増やすなど事業規模を縮小
した事業はほかに、例えば文化財講座、あるいは稲城寄席などがございま
す。

次に、69ページをお開きください。

中段に文化センター管理運営費がありますが、この事業の中の下、委託
料がございします。この委託料の中のホール音響照明操作委託、これは音響
及び照明を操作する技師を派遣する委託でございしますが、右側のほうを見
ていただくと55%の支出率で、理由といたしましては、市民がホールを利用
して行う予定であった事業やイベントが中止されたことで技師派遣の回
数が減ったことによるものでございします。

また、その下にあります公民館受付業務委託は、右のほうを見ていただ
くと87.5%と比較的高いのですが、緊急事態宣言期間中は閉館時間を22時
から20時までと短縮したため、当初契約を実情に合わせた契約に変更し、
適正に支出をした結果、一番右端に書いてありますように予算残額は334
万2,027円となりました。また、公民館事業では、もともと上半期に予定し
ておりました講座を下半期に延期したほか、受講生の定員は使用する部屋
の定員の半数以下など、新しい生活様式にのっとったサービス体制を基本
とする感染拡大防止策を講じ、受講生が安心して参加できるよう万全を期
して事業を行うことができました。

一方で、事業内容によってやむを得ず中止とした事業について、こちら
のほうを口頭のみで申し上げますと、まず市を挙げて開催する「Iのまち
いなぎ市民まつり」の一つである文化祭・芸術祭が中止、そのほか米軍横
田基地のご協力の下、多摩レクリエーション施設の敷地内で行う稲城フェ
スティバル、そして地域住民とともに地域に根差した公民館として五つの
公民館でそれぞれ開催する祭りなど、いずれも関係者と協議を重ねた結果、
飲食を伴い多くの人が集い楽しんでもらう本来の事業目的が果たせない上
に、不特定多数の来場者に対し万全な感染拡大防止策を施すことが非常に
困難であると判断して中止をしたため、予算どおりの執行には至りません
でした。

以上、生涯学習課令和2年度決算の概要についてご報告を終わります。

教 育 長 以上で詳細説明が終わりましたので、これより質疑をお願いいたします。
いかがでしょうか。

(なしの声あり)

教 育 長 質疑がないようですので、以上で質疑を終結いたします。
次に、学校給食課の詳細説明をお願いいたします。
学校給食課長。

学校給食課長 学校給食課より決算についてご説明したいと思います。
59ページをご覧ください。まず、歳入でございます。

こちらは、内容につきましては例年どおりでございますが、1点、学校臨時休業対策費補助金というのがございます。こちらは、政府の要請を踏まえまして、全国一斉の学校の臨時休業に伴って生じる課題への対応として創設された補助金でございます。こちらにつきましては、給食が中止になったことに伴って食材のキャンセルに要した費用を保護者等に求めず国のほうから補助していただけるような内容となっております。当初の予算として249万9,000円を計上しておりましたが、こちらは令和2年3月の学校給食の休止に伴います食材違約金のうち、令和2年度中に支出する違約金に対する補助金についてのみ当初対象となっておりますが、平成31年度の3月に支出した違約金についても令和2年度に補助を受けられるようになったため、770万円の収入額となっております。

続きまして、歳出です。60ページをご覧ください。

まず、報酬でございます。こちらにつきましては、当初予算額7,819万9,000円に対しまして決算額は6,727万5,191円、執行率が86%となっております。こちらにつきましては例年90%以上の執行率ということになっているところでございますが、令和2年4月当初より緊急事態宣言の発令に伴いまして学校の臨時休業により給食の提供中止となったため、これらに携わります学校の配膳員や調理等業務を行う調理員の勤務日数の減少によるものが主な要因でございます。

続きまして、旅費でございます。こちら、予算額2万円に対しまして決算額1,634円、執行率8.2%となっております。こちらコロナウイルスの感染拡大防止の観点から、例年、出張等を行っております内容につきまして、ほぼ全てが中止となり書面開催等になったことによってこの執行率となっているところでございます。

続きまして、需用費のところでございます。こちら主なところといたしまして、給食の調理提供に関連します燃料費と光熱水費、こちらでございます。こちらは執行率がほぼ7割程度となっておりますが、こちらにつきましても緊急事態宣言によって4月から5月、6月21日まで給食の提供を行っておりませんでしたので、それらに使用する燃料費や光熱水費については執行率が減となっているところでございます。

続きまして、修繕費でございます。こちらは当初の予算で1,459万8,000円を計上されておりますが、第二調理場におきまして大きな修繕が幾つか

ございまして、当初予定していたより大きな額となったため303万9,162円の流用をして対応したところでございます。

続きまして、賄材料費でございます。令和2年度の給食の食材料の購入につきましては、私会計から市の会計へと移行したことによって発生したものでございます。こちらの当初予算額は4億850万8,000円、食材費として4億847万5,000円の予算額に対し、決算額として2億8,480万9,017円となっております。こちらにつきましては、緊急事態宣言に伴って臨時休業により学校給食の提供を中止していた日数分について減額補正をしたためでございます。また、6月22日から30日まで学校の再開に伴いまして給食の提供を開始したところでございますけれども、こちらの間につきましては簡易給食を提供したところでございます。この費用につきましては保護者の負担としないとしたため、1,076万8,000円を新たにその費用を補正予算として計上し市の負担としたところでございます。

次に、役務費でございます。こちらは当初予算額251万円でしたが、調理用の白衣クリーニング料等でございますけれども、こちらにつきましては、例年調理に使用する白衣等をクリーニングに出していたところでございますが、そのクリーニング業者が31年度末をもって撤退したことを受けまして当初の予算での対応ができなくなったところでございます。こちらにつきましては、週1回、衛生上の観点から白衣等は清潔に保つ必要がございますので、第二調理場内に白衣等を洗濯する洗濯及び乾燥機を設置導入するために予算流用により備品購入し、そちらで対応したところでございます。

続きまして、委託料でございます。こちらは、調理等業務を運営していく上での委託でございますが、当初ございませんでした給食調理等業務委託費として、1,615万7,000円を補正により増額計上しております。こちらにつきましては、第一調理場の移転に伴いまして新しい施設であることから、調理業務の委託に当たって安全かつ確実に業務を行うことの必要性から、2月1日から調理等に携わっていただくための準備期間としての費用として計上させていただいております。

あと、そのほかのところですが、61ページのところの給食食材料発注に係る違約金です。こちらにつきましては、4月・5月の学校給食の中止に伴いまして提供の準備をしていた食材がキャンセルになりましたことに伴いまして、事業者の存続に関わる事態となっていたため、こちらについてはキャンセル料を市で負担して支払ったところでございます。

主な内容としては以上となります。

教 育 長 以上で詳細説明が終わりましたので、これより質疑をお願いいたします。いかがでしょうか。

よろしいですか。

(なしの声あり)

教 育 長 質疑がないようですので、以上で質疑を終結いたします。
次に、図書館課の詳細説明をお願いいたします。
図書館課長。

図書館課長 続きまして、図書館課でございます。資料につきましては75ページから78ページにわたります。

まず最初に、図書館課の令和2年度決算につきましては、歳出で、2億5,649万2,000円の予算に対しまして2億5,098万4,291円の決算となっております。主な大きな特徴といたしましては、国の新型コロナウイルス感染症に伴います地方創生臨時交付金を財源とした令和3年1月に補正予算91万2,000円となりまして、新型コロナウイルス感染症対策の備品の購入を行ったところでございます。図書館課では、非接触型体温計とアルコール消毒液噴射機が一体となったものが7台、合計52万5,580円で購入し、令和3年3月から図書館に各1台ずつ設置しております。また、城山体験学習館においても2台それぞれ配置したほか、これらの可動に必要なアルコール消毒液もこの予算のところで購入させていただいております。効果といたしましては、来館者が自由に非接触による手指消毒が行えるようになったほか、非対面による検温が可能になったことで新型コロナウイルス感染症拡大を防止させるに資するものとなったことが掲げられると考えています。

それでは、詳細です。まず、75ページの歳入でございます。

当初予算額111万3,000円に対しまして、決算額が62万2,389円でございます。こちらの要因でございますが、城山体験学習館の施設使用料といたしまして62万1,000円の収入を見込んでおりましたが、休館、活動を自主的に中止または取りやめたという団体が多くございまして、決算額がその約半分の33万6,400円にとどまったことが挙げられます。それに伴いまして、諸収入のところの市民用電子複写機利用料金につきましても、来館される方の減少によりましてコピー代の収入も例年になく減少しているところでございます。

続きまして、76ページ、歳出に移ります。

歳出関係の大きなところではございますが、委託料、76ページの一番下のところ、稲城市立中央図書館等業務委託、こちらの委託料でございますが、歳出の中で一番大きい金額となっておりますが、この委託料は平成30年10月から令和元年9月までの図書貸出実績、物価変動指数に基づいて定められております。毎月の業務委託内容等におきまして委託業務の執行状況をしっかりと確認し、3か月ごとに定期的にお支払いしているものでございます。

令和2年度につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により4月から5月の下旬まで臨時休館となりましたが、この間におきましてもい

なぎ図書館サービス株式会社が休館中の行事をはじめ、関係各機関に対し周知、資料の貸出しの変更、さらには雑誌等の受入れ等、施設管理に伴うサービスもしっかり行われたかということ協議を行った結果、予算額と同等の分、しっかりと支払いをしたという結果でございます。人件費等のほかの経費も発生したことから、まずコロナウイルスの感染に伴う図書館については、図書館へのいなぎ図書館サービスの責に帰すべき理由がないということとしまして、当初予算を定めました委託料をお支払いしたものでございます。

次に大きなものとしたしましては、17節の備品購入費のところでございます。77ページになります。

こちらにつきましては、当初予算から図書館分館への防犯カメラ用として備品購入費を計上してございました。幅広い世代が利用し、不特定多数の方が来館する図書館分館についても利用者の安全を確保することを第一に、第二図書館、第三図書館、第四図書館の入り口付近に防犯カメラを1台ずつ、令和3年2月から設置し可動しているところでございます。これによりまして、犯罪抑止力の向上、及び事件があったときにはこちらを活用し対応できるということで、安心につながったというところを掲げております。

それ以外のところでは、76ページに戻りますが図書館協議会委員報酬、こちらにつきましては3回の予定をしっかりと開催してございます。テレワークとして残っている部分につきましては、委員さんの公務の都合により欠席者が出たことによりますが、比較的には皆さんに出席していただいて、図書館に関するご意見もたくさんいただいているところでございます。

07の報償費についてでございますが、こちらについても音訳講習会講師代としてのお支払いをしてございます。こちらについては、音訳を実施していただいているボランティアの方への報酬でございます。新型コロナウイルス感染症をしっかりと防止しながら、実施してございます。

77ページの一番最後の部分になります。22の償還金利子及び割引料でございますが、こちらにつきましては城山体験学習館を利用する団体から利用をコロナの感染に伴い取りやめたいということのお申出があり、1,800円の還付を行ったところです。

図書館課からの説明は以上となります。

教育長 以上で詳細説明が終わりましたので、これより質疑をお願いいたします。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(なしの声あり)

教育長 質疑がないようですので、以上で質疑を終結いたします。
次に、報告事項2「新型コロナウイルス感染症に係る教育委員会の対応

について」を教育総務課長より説明をお願いいたします。

教育総務課長。

教育総務課長

それでは、新型コロナウイルス感染症に係る教育委員会の対応についての資料をご覧ください。

4回目となる緊急事態宣言の期間が9月30日まで延長されたことから、教育委員会の各課の対応についてご報告をさせていただきます。前回、7月定例会の報告から変更があった箇所は星印で示しております。

1番、教育総務課関係でございます。

学校体育施設開放事業について、引き続き終了時間を20時までに短縮しております。

学務課関係でございます。

新規の対応といたしまして、①文部科学省から示された「学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルス感染が確認された場合の対応ガイドライン」に基づく市の対応方針を策定する予定でございます。②国の抗原簡易キット及び都のPCR検査を活用した児童生徒及び教職員の感染を早期発見するための取り組みを実施いたします。

3番、指導課でございます。

(1)の①については、一番上の毎朝の健康観察の実施から、五つ目の部活動における対応までが前回から引き続き実施している内容でございます。6点目、新規対応といたしまして、学級・学年・学校閉鎖等、やむを得ず学校に登校できない児童・生徒へのオンライン授業について実施を一部しております。なお、始業式につきましては予定どおり実施いたしました。

(2)中止事業でございますが、①小学校第6学年の野沢温泉村宿泊体験学習につきましては、9月に延期して実施予定だった6校は中止となりまして、代替行事を実施予定でございます。②中学校修学旅行については、市教育委員会から各学校に中止を要請、全校中止となりました。代替行事を実施する予定でございます。

4番、生涯学習課関係でございます。

公民館貸出施設、Iプラザ貸出施設ともに、引き続き終了時間を20時まで短縮しております。また、各行事、イベントを一部中止しております。

5、学校給食課関係でございます。

新規の対応といたしまして、市立小・中学校が休校となった場合、給食の提供を中止することができるように準備をしております。

6番、図書館課関係でございます。

記載の取組につきまして、引き続き緊急事態宣言まで対応を継続いたします。

ご報告は以上でございます。

教 育 長 以上で、報告事項2「新型コロナウイルス感染症に係る教育委員会の対応について」の詳細説明が終わりましたので、これより質疑をお願いいたします。

杉本委員。

杉本委員 学務課に伺います。

まず、新規対応事業の①市の対応方針の策定を予定というご説明を今いただきました。簡単で結構ですので、どんなふうなものを予定しているのか、そしていつ頃策定して学校に示すのかの今後の予定について教えてください。

教 育 長 学務課長。

学務課長 文部科学省から示されたこちらのガイドラインでございますが、まず最初に新型コロナ感染者、陽性者につきましては、登校させないという基本的なところでございます。

それから2番目といたしまして、ちょうど夏休み中あたり感染者が大分増えてきた時期でございましたが、陽性者が出た場合、濃厚接触者の特定等、そういった場合に保健所の対応がなかなかすぐに対応できないような場合に、学校において保健所が示します一定の基準に基づく濃厚接触者の候補者のリストを作成して、それを保健所に提示して濃厚接触者の特定の協力をする必要が出てくるかもしれないので、そういった対応をお願いしたいというふうなことがございました。

それから、コロナの感染者が急増した時点におきまして、学校における臨時休業の事由の目安というようなところのガイドラインが示されておりました。これにつきまして、文部科学省のこのガイドラインについては各学校に示したところでございますが、内容が、先ほど2番目の対象者リストを保健所に提示するということでございますが、これについてはあくまで保健所の業務が逼迫して対応がなかなか難しいというような状況においての対応でございます。また、その基準につきましても国のほうでは一定の基準を示されましたが、ちょっと内容がかなり広範な範囲となっておりますので、その辺につきまして本当にこの範囲でいいのかというところを南多摩保健所と調整が必要だということで、先日打合せを行ったんですが、そういうところで今調整をしているところでございます。今後これを踏まえまして、稲城市としての対応方針というのを決めていきたいなというふうに考えております。

以上でございます。

教 育 長 杉本委員。

杉本委員 分かりました。

そうしますと、今検討中のところはその濃厚接触者の対象者リストの提示につきまして懸案事項となっているということで、そのほかの文部科学省から示されたことはもう市のガイドラインとして学校に示している理解でよろしいのでしょうか。

教育長 学務課長。

学務課長 国のガイドライン自体お示ししていますが、臨時休業の基準でありますとかそういったところも、東京都立学校の対応方針につきまして、都からも示されておりますので、そういったところも参考にしながら、稲城市としてどういうふうにそのガイドライン、方針を定めたほうがよろしいのかということを検討しているところでございます。

教育長 杉本委員。

杉本委員 分かりました。

そうしましたら、学校はもう、既に毎日が回っているところですので、示されているものがはっきりしているのでしたら、できるだけ迅速に内容を定めて学校に示してあげていただきたいと思います。また、ガイドラインというものになりますと学校はそれに従って動くということですので、私たちにもまた情報提供を後ほどいただければ幸いです。よろしくお願いいたします。

教育長 ほかに。
杉本委員。

杉本委員 指導課関係でなんですけれど、先ほどのご説明の中で、既に一部の学校でオンライン授業を一部実施しているというお話をいただきました。具体的に、簡単で結構ですので、どんなふうな状況で実施をしているのか教えていただけますか。

教育長 指導課長。

指導課長 一部のオンライン授業の開始につきましては、コロナウイルス感染が心配で登校できないといったご家庭に授業の様子を動画配信という形でスタートしている学校が一部ございます。
以上です。

教育長 杉本委員。

杉本委員 では、実際にもう幾つかの学校でそれを実施しているということなわけですか。

教育長 指導課長。

指導課長 委員のおっしゃるとおりです。

教育長 杉本委員。

杉本委員 分かりました。ありがとうございます。

教育長 よろしいですか。
ほかに。
杉本委員。

杉本委員 学校給食課、お願いいたします。

変更事業で市立小・中学校が休校となった場合に給食提供を中止することができるように準備ということが新規の対応というご説明ですけれど、学校給食はインフルエンザ、台風等の臨時休業等に備えていつでも中止できるスタンバイをしているものだと私は理解しておりますけれど、これを新規事業として挙げる何か特別なことというのがあるのでしょうか。

教育長 学校給食課長。

学校給食課長 特に新規事業というよりは、コロナの感染症に対する対応ということで挙げているものです。特に新規という形ではございませんけれども、常に学校の休校等に連動して給食の提供中止等の対応が行われるというふう
に認識しております。
以上です。

教育長 暫時休憩。

(暫時休憩)

教育長 再開いたします。
教育部長。

教育部長 あえてこの記載させていただいたのは、1学期まではまだ感染者も10代の子どもたちとかそれ以下の子どもたちに感染が広がっているという認識

がなかったので、あえていつでも対応できることから記載はしていませんでしたが、夏休みに入ってかなり10代の子どもたち、それ以下の子どもたちの感染が広がったということで、新学期が始まるに当たって臨時休業の可能性もあるということに備えていつでも給食調理場は対応できるということをあえて強調するためにここで記載させていただきました。常に対応はしておりますけれども、これまでは可能性があまりないだろうということの認識に立って記載はしておりませんでした。2学期以降、可能性が大ということであえて記載をさせていただいたという事情でございます。以上でございます。

教 育 長 杉本委員。

杉本委員 はい、分かりました。

私が質問したのは、コロナということで何かインフルエンザなどとは異なる対応を考えているのかというふうな気持ちがありまして伺いました。今後、これまでのインフルエンザとほぼ同じ対応になれると思うんですけれども、学校現場としましては、また保護者等としましては、インフルエンザ等の急な休校のときも学校は給食をもう発注してしまっているからということで、ほぼその日の朝の時点でそういう、このクラスでインフルエンザが流行しているかなと思ったところでも大体お昼まで食べて下校、そしてできるだけ、食べなかった、喫食しなかった給食費を徴収しなくて済むようにというふうな配慮をしてくれていると思います。ただ、もし本当にコロナの発症、そして濃厚接触者ということになったら、例えばお昼までは待たないですぐ帰さないとならないというふうなことになったときに、例えば給食費の負担をしないで済むような道筋ですとか、何かコロナだから今までと違うかもしれないというふうなアンテナは必要じゃないかなというふうに思っております。そのようなところでまた検討をよろしくをお願いします。

教 育 長 ほかに。

(なしの声あり)

教 育 長 ほかに質疑がないようですので、以上で質疑を終結いたします。

次に、報告事項の3「訴えの提起について」学務課長より説明をお願いいたします。

学務課長。

学務課長 それでは、訴えの提起についてご説明させていただきます。報告事項の3の資料のほうをご覧ください。

1 ページでございます。

訴えの提起につきまして、稲城市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第3条に基づき、下記のとおり令和3年9月2日に定例会に上程いたしましたことから、ご報告いたします。

1、概要でございます。

本件につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、教育委員会の意見を決する必要があるところでございますが、緊急を要し、相手方の異議申立てから令和3年第3回稲城市議会定例会までの間において、時間的に余裕がなかったため、稲城市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第3条に基づき、令和3年9月2日付で定例会に上程したものでございます。

2、内容につきましては、2ページをご覧ください。

2ページ、3ページでございますが、こちらに関しましては市立小中学校に通う2人の兄弟の給食費に関しまして、お支払いがなかったため訴えの提起をするものでございます。

2ページ目と3ページ目の訴えの相手方でございますが、その保護者の母親と父親でございます。訴えの相手方は記載のとおりでございます。

2の訴えの目的の価額でございます。こちらが8万8,327円、こちらが未納となっている給食費でございます。

続きまして、3、訴えの要旨でございます。

相手方に対し、給食費8万8,327円及び令和3年7月14日から支払い済みに至るまで当該給食費のうち1万円については年5%、7万8,327円については年3%の割合による遅延損害金を支払うことを求めるということで、給食費及び、こちら令和3年7月14日というのが支払い過不足のほうを市が裁判所に申し立てて、裁判所が支払督促を送付して送達された日がこの7月14日でございます。ここから起算いたしまして支払いに至るまでに、遅延損害金も求めるというものでございます。

4、訴えの提起の理由でございますが、相手方は給食費を滞納し、稲城市の再三の督促を受けたにもかかわらず、その支払いに応じなかった。

このため、稲城市は、裁判所を通じ民事訴訟法第382条本文の支払督促を行った。これに対して、相手方が裁判所に異議を申し立てたため、相手方に対し、給食費の支払いを求める訴えを提起するものでございます。

こちらにつきまして補足いたしますと、稲城市としては支払督促の申立てを行って裁判所に支払督促を行っていただいたんですが、この制度上、相手方がその内容につきまして異議申立てが出た場合には自動的に訴訟に移るということで、結果的に支払督促を申し立てた時点から稲城市が訴訟を起こしたと、訴えの提起を起こしたというようなことになるというふうなことで、ここでの記載では給食費の支払いを求める訴えを提起するというふうにさせていただいています。

5、補足事項でございます。

裁判所から、現に滞納している給食費の全額を支払うための和解案が提示され、その内容が妥当と認めるときは、和解するものとする。

それから、判決の結果必要があると認めるときには、上訴するというところで、(1) 番につきましては、全額払うのが前提で、仮に分割払い等の和解案で、その期間等が妥当である場合にはそのときは和解をするというようなことでございます。また、(2) につきましては、この給食費につきまして支払いに値しないかどうかということ、仮に裁判所がいったときには、そのときには調査したいというふうに考えております。

それから、右側の3ページにつきましては、父親に対する提起で、内容はほぼ一緒でございますが、1点違うところが、3の訴えの要旨のところの遅延損害金の起算日でございますが、こちらは令和3年7月22日となっております。こちらにつきましては、支払督促の送達ですが、同時に裁判所が行っているんですが、父親のほうに遅れて送達したため7月22日からこの遅延損害金が発生することとなっております。そのほかの内容は一緒でございます。

私からの説明は以上でございます。

教 育 長 以上で、報告事項3「訴えの提起について」の詳細説明が終わりましたので、これより質疑をお願いいたします。

今泉委員。

今泉委員 今まで過去においてこういう状況に陥ったことというのはあるんでしょうか。

教 育 長 学務課長。

学務課長 支払督促につきましては過去に数件ございまして、異議申立てをされているところ議会に上程したという例は、過去2回ございます。

教 育 長 今泉委員。

今泉委員 その結果はどのようになりましたか。

教 育 長 学務課長。

学務課長 2回とも当然、承認をいただいたところでございますが、その後、訴訟となりまして、口頭弁論というのを裁判所が日を指定して、市と、それからこちらの相手方の保護者に集まっただいて、その中でそれぞれ主張を訴えているところで、市としてはまずは一括で全額払っていただきたいということを伝えております。それに対しまして、恐らく保護者側は分割

払いというようなところを主張してくると思われませんが、それに対して裁判所に判断していただくんですが、その中で和解案を示してくるというような可能性があるというふうに考えております。その中でその内容がお互いに妥当だということで認められれば、その内容で裁判所が決定をするというふうな流れになるかというふうに考えています。

教育長 今泉委員。

今泉委員 ありがとうございます。

過去2回あったものというのは、結局、全額ちゃんと市のほうがお金を徴収できたのかどうかというところの質問です。

教育長 学務課長。

学務課長 失礼いたしました。そちらのほうは全額徴収しております。

教育長 今泉委員。

今泉委員 ありがとうございます。

あくまでこれは全額徴収しなければいけないものですが、そのような結果になっていただきたいということと、今回、保護者の二人から出ているかと思うんですけども、この二人から出ているということの取扱いはどういうふうになっているのでしょうか。

教育長 学務課長。

学務課長 こちらお二人に訴えの提起をさせていただいたことに関しましては、市としまして、過去は大体父親名義で請求をしてこの支払督促をするところが多かったんですが、徴収率をなるべく高めるといいますか、なるべくこのお支払いをしていただけるために、数年前から支払いの督促をかける時点から両親お二人の名義で請求して、それで納入のほうを促す。そちらのほうでお支払いいただけない今回のような場合に関しましては、お二人に対しましてそれぞれ支払督促を行うということで、今回8万8,327円でございますが、両方に対しまして8万8,327円を請求するというような内容でございます。ただし、どちらかが8万8,327円をお支払いいただいた時点で債権消滅しますので、もう片方の方は支払いはしなくていいというような対応でございます。

教育長 今泉委員。

今泉委員 ありがとうございます。

かなりこのケースはイレギュラーだったと思うんですけども、遅延損害金まで含めてくると起算日が異なってくるので、金額も最終的には変わってくると思います。どうなるかというのは裁判して見ていかないとということかと思いますが、きっちりと徴収をしていただきたいと思いますので、毅然とした形でよろしくお願ひしたいと思ひます。

教育長 よろしいでしょうか。
ほかに。

(なしの声あり)

教育長 質疑がないようですので、以上で質疑を終結いたします。

次に、報告事項の4「令和3年度稲城市学力調査結果概要について」を指導課長より説明をお願いいたします。

指導課長。

指導課長 それでは、お手元の資料、右上に報告事項4と書いてございます、A3横長、三つ折りの資料をご覧ください。令和3年度稲城市学力調査結果の概要につきましてご報告させていただきます。

1枚目をご覧ください。

本調査の目的につきましては、用紙左側にまとめさせていただいております。学習指導要領において習得が求められている各教科の内容について、稲城市立中学校の生徒一人一人の学力の定着状況、定着の傾向、学力と学習状況の相関関係、学力と生活習慣等との相関関係を調査することにより、教員の指導方法の改善を図り、生徒一人一人の確実な学力向上に資することでございます。

調査の対象といたしましては、中学校第1学年生徒でございます。

調査内容でございますが、各教科に関する調査と、学習や生活についてのアンケート、大きく2点ございます。教科に関する調査につきましては国語と数学、小学校で学習した内容の範囲から出題しております。学習や生活についてのアンケートにつきましては、学習意欲、学習方法、学習環境、生活の諸側面等について調査を行いました。

調査日は令和3年4月22日でございます。市内全中学校にて実施しております。

続きまして、調査結果についてご説明申し上げます。

なお、調査結果の報告に当たりまして、学力調査により測定できるのは学力の得点の一部であり、本調査の目的は教員の指導方法の改善を図ることであるという趣旨を踏まえまして、本調査の結果をもって学力全体の評価を行うものではないということを申し添えさせていただきます。

右側をご覧ください。

教科に関する調査結果概要等をまとめさせていただきました。こちらは、記載しております全国の平均得点率等につきましては、委託業者が本市と同じような調査を全国展開しております、全国の自治体でこれまで行った結果を踏まえた到達度の目安として示しております。

本市といたしましては、まず国語・数学のほぼ全ての領域等におきまして全国の平均得点率を上回っている状況でございます。

国語につきましては、記載のとおり、特に下の段ですね、表の下にございますが、国語Ⅱと書いてあるところ、Ⅱの「目的に応じて工夫して書く」ですとか、「構成を考え書く・推敲する」という領域におきまして十分な定着が行われているというふうに数値的に捉えられます。課題といたしましては、こちらでは数値として具体的に挙げておりませんが、上の表で、主体的に学習に取り組む態度、こちらが若干全国を下回っている結果になっています。これにつきましては、詳細を調べますと、教科学習への興味・関心の項目がやや低かったということによるものでございます。

続きまして、数学のほうですが、「数」、「比、百分率、速さ」、「データの考察」の領域におきまして十分定着が図られていると考えられます。こちら表の下にあります数学、下から二つ目の黒丸印のところでございます。課題といたしましては、このデータの考察全体としては高い数値ではあるんですけども、その中に資料の読み取りというものがあまして、割合を表すグラフの読み取りについては課題が見られました。

続きまして、その下の学習や生活についてのアンケートの結果についてご説明申し上げます。

詳細等は2枚目以降に全ての項目について載っておりますが、まず1番、「学校へ行くのは楽しい。」という設問につきまして肯定的な回答が約89%。また次の3番、「自分のクラスは、みんなでなかよく協力しあっている。」という設問の肯定的な回答としましては93%。こちらから考えますと、小学校から中学校へ進学し、多くの生徒が中学校生活に慣れ親しんでいる、慣れ親しみ始めたということが4月の段階でうかがえるかと思えます。

また、四つ目の6番、「学校の授業はよくわかる。」という設問の肯定的な回答が約96%であることから、学習にもしっかり取り組んでいる、スタートしたということがうかがえます。

その一方で、10の「授業で習ったことは、その日の内に復習している。」という設問がありまして、こちらの否定的な回答が約44%ございました。この設問につきましては、平成31年度の否定的な回答も35%ほどありました。今後、家庭学習について学校が家庭との寄り添う教育を要請し取り組むための働きかけも行っていく必要があると考えております。

一つ戻りまして5番のところですが、「困ったときに、相談できる先生がいる。」という設問、否定的な回答としましては約28%。そして、6の下にある9、「授業で分からないことが残ったときには、休み時間や放課後に

先生や友達に聞くようにしている。」という設問の否定的な回答、約34%の結果がございませう。調査は4月に行っておりませうので、まだ生徒と教員というコミュニケーションが十分に取れていないときでもあったかとは思いますが、中1ギャップの解消も含め、中学入学初期段階での良好な人間関係を構築することが重要でありますので、引き続き校長会や生活指導主任会議を通して各中学校に取組の充実を行っていただくよう指導してまいります。

次に、その下、16番「自分の良いところを自分で分かっている。」という設問ですが、こちら否定的な回答が約38%でございませう。中学生の年齢、成長段階としまして、人からの評価を気にしたりですとか、人と比較したりすることで自己評価を低く捉えがちなところとございませう。いわゆるちょっと引いて自分を評価してしまうというところがあると思いますが、日常生活や学級活動等を通して自己の個性を肯定的に捉えることだったり、他者のよさや可能性に気づいていくこと等について教師と生徒が一緒になって取り組むように努めてまいります。

最後、26、「あなたは、本をよく読みませうか。」という設問でございませうが、こちらは肯定的な回答が約80%でございませう。こちらは平成31年度よりも割合は高くなりました。引き続き、学校図書館活性化推進員と連携し、朝読書や学校図書館の取組を充実させ読書活動の推進を図ってまいりたいと思ひませう。

次に、2枚目をご覧ください。

2枚目以降4枚目までに合計で30の項目とございませう。その中からちょっと幾つか目立っているものにつつまして取り上げたいと思ひませう。

2枚目の2番「学校や学年の行事に積極的に取り組んでいる。」、こちら4番の「まったくそう思ひない」の数学をご覧くださいませうと、人数的に少ないので何とも言ひないんですが、得点率を比べると高くなる。比較的積極性のない子が高い得点を取っている経緯もあるのかなということが見とれます。

右下10番「授業で習ったことは、その日の内に復習をひしている。」、こちら先ほども取り上げましたが、これも数学をご覧ください。「よくあてはまる」が63.9%、その下、一番下の「まったくあてはまらない」が54.2%ということで、「よくあてはまる」から「まったくあてはまらない」までが10ポイントの差というところで、数学に関してのみを見ると、国語もそうですが、ここに得点率の大きな差が見られないのは特異的なところだと思ひませう。

続いて、3枚目のNo.3でございませうが、こちら右側の16番「自分の良いところを自分で分かっている。」でございませうが、三つ目の「あまりあてはまらない」のところは、国語も数学の得点率が割合として高くなっている状況にありませう。先ほどもお話ししましたが、本来は自分でいいところが分かっているものの、それを人にじゃあ積極的に言ひえるかというところを

考えるとちょっと控え目に、いや、自分はそうでもないかなというふうに答えてしまう子がこの中では複数いるのではないかとということも考えられます。そういった控え目な状況にある子も、しっかり学習に関しては結果を出しているとも言えるかと思えます。

同じく右側の一番下、19番「家ではきまった仕事（掃除や片付けなど）をしている。」、これについては1番の「よくしている」、2番の「少ししている」、この2項目、つまり肯定的な回答をした生徒が国語も数学も高い得点率を示しています。つまり、家で決まった自分の役割を果たしている子が得点が高いという傾向が見られます。

最後、4枚目でございますが、左側22番「人の役にたつことを、自分から進んですることがある。」、これについては「よくある」の子がやはり得点率も高いということで、人のために進んで頑張れるという子は学習に対してもよい結果が出ているということが言えるかと思えます。

右側27番「あなたは、次の日に学校があるとき、何時ごろに寝ますか。」、これは上から二つ目の「午後9時から10時までに寝る。」という生徒が国語も数学もともに得点率が最も高い。小学校を卒業して間際なので、まだしっかり夜更かしをせずにきちんとした生活習慣で生活ができている子が多い、その子はやはりしっかりと学習の結果が出ているということが言えると思えます。

簡単ではございますが、学習や生活についてのアンケート結果の報告でございます。中学校におきましては、現在、学校ごとに自校の調査結果分析を行いまして、成果と課題を明らかにし、授業改善推進プラン等に反映して授業改善に取り組んでいるところでございます。

以上、令和3年度稲城市学力調査結果の概要につきまして報告させていただきます。

教育長 以上で、報告事項4「令和3年度稲城市学力調査結果概要について」の詳細説明を終わりましたので、これより質疑をお願いいたします。

杉本委員。

杉本委員 詳しい説明、ありがとうございました。時間もありませんので、一方的になりますけれど、質問という形でなく3点申し上げたいと思います。

内容の細かな数値等については、また後ほどゆっくりと確認させていただきたいと思っております。

まず、1枚目の結果の概要の大きな表なんですが、全国との比較というのが非常に目立って記載をされています。ただ、この学力調査はある委託業者が実施している全国規模の調査に稲城市として参加したということではなく、もともとが予算を議会に認めていただいたときは稲城市独自の学力調査を行うというコンセプトだったのではないかと思います。それを考えますと、先ほどの課長のご説明でこの全国の欄は到達度の目安という言葉

葉がありましたけれど、平均ではなく到達度との目安であるという見せ方でないと誤解を生むのではないかと、全国平均と比較するための調査ではないわけですから、そここのところの考え方の整理をしていただきたいと思います。

2点目ですけれど、今後の使い方について学校に情報提供し改善プランに課していくというお話でしたけれど、今後工夫は必要でしょうけれど、小学校にもできるだけの情報提供をお願いしたいと思います。実施時期が中学1年生の4月の時期となりますと、ここで見えてきている学習成果は小学校での取組状況の成果と課題になるかと思えます。例えば先ほど学力面では学力調査の、資料の読み込みが弱いというお話がありましたけれど、小学校にぜひ伝えてください。小学校6年生で卒業して中学に入った生徒が資料の読み取りが6年間の学習成果として弱いという傾向にあったということは、小学校、そしてひいては小・中全体の授業改善につながっていくものというふうに思っております。

もう一点、3点目ですけれど、アンケートの捉え方です。アンケートというのは、学習や生活についてのアンケートです。それぞれ子どもたちの思いと得点率ということをクロスにして非常に興味深い結果でした。ただ、この扱いにつきましても、回答は子どもたちの主観なんだということも頭に置いておかなければいけないかと思えます。

例えば一番終わりの4枚目の左上、20番「ボランティア活動をしている。」について、これはクロス集計は抜きにして、純粹に1・2・3・4を比べてみますと、「よくしている」が非常に少ないです。この傾向は稲城市に以前からあるのではないかと思えます。ただ、これは本当に私の考えなんですけれど、ボランティアがあまりにも自然になっていると、子どもたちはボランティアというふうに考えずに自然に日常的にしていることが実はボランティアである。ボランティアというのは何かということ伝えていくということも中学校になって必要だと思いますけれど、この時点の子どもたちはそこまでの思いがないけれども実はやっているかもしれない。そんなふうに考えますと、ここにある回答は子どもたちの主観であり、つまりこうしている子どもたちということではなくて、こうだと自分のことを思っている生徒ということによって捉えていく必要が、いろんなアンケートを細かく分析する上であるのではないかというふうに思っております。

細かなことは、また見させていただきます。ありがとうございました。

教 育 長 ほかによろしいですか。

(なしの声あり)

教 育 長 質疑がないようですので、以上で質疑を終結いたします。

以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。

これにて閉会といたします。お疲れさまでした。

(午後12時15分閉会)